

| | |
|--------------------------------|---------------------------|
| 正誤表 法改正情報 | 行政書士 講義生中継 行政法 第6版 |
|--------------------------------|---------------------------|

本書において、正誤および刊行後の法改正に基づき、下記の通り訂正がございます。

正誤につきましては、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表・法改正情報をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC 出版

| ページ | 誤 | 正 |
|-----|--|--|
| 144 | 上から3行目 きません (27条 <u>1</u> 項)。 | きません (27条)。 |
| 225 | 上から4行目 <u>(3) ⑤</u> 「当事者間の～」 | <u>(2) ⑤</u> 「当事者間の～」 |
| 234 | 下から1行目 由を欠いた棄却判決が出た場合～ | 由を欠いた棄却裁決が出た場合～ |
| 248 | 下から4行目 て、 <u>異議申立て・審査請求</u> という～ | て、 <u>審査請求</u> という～ |
| 285 | 上から2行目 判所は <u>棄却</u> 判決ができる～ | 判所は <u>認容</u> 判決ができる～ |
| 293 | 上から8行目 <u>③があるときは～</u> | <u>③の現在の法律関係に関する訴えによって 目的を達することができるときは～</u> |
| 375 | (c) 区の設置 (<u>最終行に追加</u>) | なお、平成26年の改正により、指定都市は、その行政の円滑な運営を確保するため必要があると認めるときは、市長の権限に属する事務のうち特定の区の区域内に関するものを総合区長に執行させるため、条例で、区に代えて総合区を設け、総合区の事務所または必要があると認めるときはその出張所を置くことができるとされました (252条の20の2)。 |
| 393 | 上から9行目～10行目 普通地方公共団体の長に対し、副知事・副市町村長、選挙管理委員・監査委員、公安委員会の委員の解職の請求をすることができます。 | 普通地方公共団体の長に対し、副知事・副市町村長、 <u>指定都市の総合区長</u> 、選挙管理委員・監査委員、公安委員会の委員の解職の請求をすることができます。 |

| | | |
|-----|--|--|
| 399 | 下から 7 行目 市町村長) であるときは、代表監査委員が 被告となります。 | 市町村長) であるときは、代表監査委員が 当該普通地方公共団体を代表します。 |
| 406 | 4 外部監査契約 (7 行目の後に追加) | なお、平成 29 年の改正により、条例で議員 のうちから監査委員を選任しないことがで きるようになりました (196 条 1 項ただし 書)。 |
| 407 | 上から 5 行目 (文末に追加) | (なお、平成 29 年の改正により、条例で導 入を決定した市町村は、条例で定める会計 年度において包括外部監査契約を締結すれ ば足りることとされました (252 条の 36 第 2 項)。 |
| 426 | 下から 2 行目～最終行 ～平成 24 年改正により、副知事・副市町村 長の選任の同意については、専決処分の対 象外とされました～ | 平成 24 年改正により、副知事・副市町村長 の選任の同意、平成 26 年の改正により指定 都市の総合区長の同意については、専決処 分の対象外とされました～ |

※ページ数が**太字かつ斜体**になっている箇所が今回の更新での追加箇所になります。

以上